

東広島市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の大学卒業時又は大学院修了時における本市へのU I Jターン就職の促進を図るため、予算の範囲内において東広島市地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱（令和3年6月1日制定）及び広島県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年6月17日）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の拠点を市内に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除く地域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける区域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。

(対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たす者とする。

(対象経費)

第4条 支援金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表第3のとおりとする。ただし、内定先又は就業先の法人から移転費又は交通費の支給を受けている場合は、対象経費から当該支給額を除いた額を対象経費とする。

(交付申請)

第5条 対象者であって、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、移転費の交付を受けようとする者は、大学又は大学院の卒業・修了日から1年以内かつ要件を満たす法人で就業を開始した日（以下「就業日」という。）から1年以内に、東広島市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（移転費）（別記様式第1号。以下「交付申請書（移転費）」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者のうち、交通費の交付を受けようとする者は、大学又は大学院の卒業・修了年度内に東広島市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（交通費）（別記様式第2号。以下

「交付申請書（交通費）」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の規定による申請期間は、毎年度4月1日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から2月末日（休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

（交付申請の取下）

第6条 申請者は、前条の規定による申請を取り下げる場合は、東広島市地方就職支援金交付申請取下書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、支援金の交付及び額を決定し、東広島市地方就職支援金交付決定通知書（移転費）（別記様式第8号。以下「決定通知書（移転費）」という。）又は東広島市地方就職支援金交付決定通知書（交通費）（別記様式第9号。以下「決定通知書（交通費）」という。）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

- 2 支援金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を東広島市地方就職支援金不交付決定通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 市長は、決定通知書（移転費）又は決定通知書（交通費）を申請者に通知した後、第5条第1項又は第2項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）から3か月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、申請者の指定する金融機関に口座振込の方法により支援金を交付する。

（再交付申請）

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた申請者は、紛失等の理由により決定通知書（移転費）又は決定通知書（交通費）の再交付を受けようとする場合は、東広島市地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、東広島市地方就職支援金交付決定通知書（移転費）【再交付】（別記様式第12号）又は東広島市地方就職支援金交付決定通知書（交通費）【再交付】（別記様式第13号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 広島県知事及び市長は、支援金に係る事務の適正な実施に必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、支援金の交付に係る要件について、報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(届出の義務)

第12条 受給者は、申請日又は就業日のいずれか遅い日から起算して5年を経過する日までの間、1年に1回、交付申請書（移転費）又は交付申請書（交通費）の記載内容に係る変更の有無を、市長が別に定める日までに、東広島市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書（別記様式第14号）により、市長に届け出なければならない。

2 受給者は、前項の規定にかかわらず、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき、又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、同項の届出書により、市長に届け出なければならない。

3 受給者は、申請日から起算して5年以内に本市での居住が困難となったとき、又は1年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となったときは、遅滞なく、東広島市地方就職支援金自主返還届出書（別記様式第15号）により、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の届出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返還方法等を受給者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該受給者に対し、東広島市地方就職支援金返還命令書（別記様式第16号）により、期限を定めて、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の支援金の返還を命ずることができる。ただし、就業先法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかの場合 支援金の全額

ア 虚偽の申請であること、居住実態、就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなったとき。

イ 交通費を申請した場合において、申請日から1年以内に、要件を満たす内定先法人へ就業しなかったとき。

ウ 交通費を申請した場合において、申請日から1年以内に、本市に移住しなかったとき。ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。

エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞したとき。ただし、本市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の法人に転職し

た場合を除く。

オ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で本市から転出したとき。

(2) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
支援金の半額

(加算金及び延滞金)

第14条 受給者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、受給者が納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てるものとする。

3 受給者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該受給者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(返還の免除)

第15条 受給者は、前条に定める返還の要件に該当するに至った原因が、就業先法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、東広島市地方就職支援金返還免除申請書（別記様式第17号）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、同項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、返還を免除することができる。ただし、支援金のうち東京圏の大学又は大学院を卒業・修了し、又は卒業・修了予定である者に交付した支援金については、広島県知事の同意を得た上で決定するものとする。

3 市長は、返還免除の可否に係る決定内容について、東広島市地方就職支援金返還免除承認通知書（別記様式第18号）又は東広島市地方就職支援金返還免除不承認通知書（別記様式第19号）により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

移住等に関する要件	移転費	交通費
移住元に関する要件	<p>(1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、中国地方を除く地域に本部がある大学又は大学院のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学又は大学院を卒業・修了していること。</p> <p>(2) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、中国地方を除く地域に継続して在住していたこと。</p>	<p>(1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、中国地方を除く地域に本部がある大学又は大学院のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学又は大学院を卒業・修了予定であること。</p> <p>(2) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、中国地方を除く地域に継続して在住していること。</p>
移住先に関する要件	<p>(1) 東広島市に移住したこと。</p>	<p>(1) 広島県内に本社又は事業所が所在する法人に就職することが内定していること。</p> <p>(2) 卒業・修了後に前号の法人に就職し、東広島市に移住する意思を有していること。</p>
その他の要件	<p>(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。</p> <p>(2) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、広島県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>	<p>(1) 県公式就活応援Go!ひろしまLINEに登録していること。</p> <p>(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。</p> <p>(3) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、広島県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>

別表第2（第3条関係）

就業に関する要件	移転費	交通費
就業先に関する要件	(1) 勤務地が広島県内に所在すること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。	(1) 勤務予定地が広島県内に所在すること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
就業条件等に関する要件	(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (2) 東広島市から通勤が可能な地域に所在する事業所に勤務していること。	(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業予定であること。 (2) 東広島市から通勤が可能な地域に所在する事業所に勤務する社員として採用予定であること。
就業開始に関する要件	(1) 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業日から1年以内であること。	(1) 申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

別表第3（第4条関係）

区分	移転費	交通費
対象経費	(1) 移住元の都道府県から本市への移住に要した運送費 (2) 就業先法人から運送費の支給を受けた場合は、(1)から当該金額を除いた額を対象経費とする。	(1) 就職活動に要した移住元の都道府県と広島間の往復交通費。ただし、要件を満たす内定先法人の就職活動に限る。 (2) 内定先法人から交通費の支給を受けた場合は、(1)から当該金額を除いた額を対象経費とする。

補助率	10分の10	2分の1
限度額	50,000円	17,000円

別表第4（第5条関係）

移転費	交通費
(1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認ができる書類）	(1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認ができる書類）
(2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業日から1年以内のもの）	(2) 在学証明書（卒業・修了学年であることが確認できるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆し、大学が押印（公印）すること。）
(3) 移転費の領収書	(3) 交通費の領収書
(4) 就業証明書（別記様式第3号）	(4) 内定証明書（別記様式第4号）
(5) 移住元の居住が確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）	(5) 移住元の居住が確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
(6) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し	(6) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
(7) 誓約書（別記様式第5号）	(7) 誓約書（別記様式第5号）
(8) 同意書（別記様式第6号）	(8) 同意書（別記様式第6号）
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東広島市長 様

東広島市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（移転費）

東広島市地方就職支援金の交付を受けたいので、東広島市地方就職支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請するとともに、実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
卒業大学／ 修了大学院	名称・学部	大学（院）	学部
	キャンパス所在地		
	卒業・修了日	年 月 日	
転入前居住地	〒		
転入後居住地	〒		
転入日	年 月 日		

2 就業先

フリガナ	
法人名	
所在地	
就業開始日	年 月 日

3 交付申請額

移住に要した移転費 _____ 円… A

就業先法人から支給された移転費 無 ・ 有 (_____ 円) … B

A - B = _____ 円… C

C 又は 50,000円 のいずれか低い額…交付申請額 _____ 円

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、東広島市に居住する意思の有無	A	意思がある	B	意思がない
申請日から5年以上継続して、就業する意思の有無	A	意思がある	B	意思がない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、支援金の対象になりません。

5 振込先

金融機関名	銀行・金庫				支店・本店			
店 舗 名	農協・組合				支所・出張所			
預 金 種 別	普通・当座							※ 右詰めで記入
口 座 番 号								
フリガナ								
口座名義人								

※ 振込先が確認できる書類を添付してください。（振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し）

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

東広島市長 様

東広島市地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（交通費）

東広島市地方就職支援金の交付を受けたいので、東広島市地方就職支援金交付要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請するとともに、実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			
在籍大学/ 在籍大学院	名称・学部	大学（院）	学部
	キャンパス所在地		
現住所	〒		
移住予定地	住所又は移住 予定エリア	〒	
	転入予定時期		
県公式就活応援GO！ひろしま LINE登録者No.			

2 内定先

フリガナ			
法人名			
所在地			
就業開始予定日	年 月 日		

3 面接・試験に要した交通費及び交付申請額

年月日	交通機関名	出発地	到着地	金額 (円)
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
面接・試験に要した交通費 合計 (A)				

内定先法人から支給された交通費 無 ・ 有 (_____ 円) … B

(A - B) × 1 / 2 = _____ 円 … C

C 又は 17,000 円のいずれか低い額 … 交付申請額 _____ 円

4 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください。)

申請日から5年以上継続して、東広島市に居住する意思の有無	A	意思がある	B	意思がない
申請日から5年以上継続して、就業する意思の有無	A	意思がある	B	意思がない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、支援金の対象となりません。

5 振込先

金融機関名	銀行・金庫				支店・本店			
店舗名	農協・組合				支所・出張所			
預金種別	普通・当座							※ 右詰めで記入
口座番号								
フリガナ								
口座名義人								

※ 振込先が確認できる書類を添付してください。(振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し)

年 月 日

東広島市長 様

事業者名
代表者名
所在地
電話番号
担当者

就業証明書

次の者が就業したことについて証明します。

1 就業者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 就業条件等

就業開始日	年 月 日
勤務地に関する 特記事項	※ 勤務地限定型社員として採用する場合、その内容を記載してください。そうでない場合は、記載不要です。

3 勤務地等

勤務場所	<input type="checkbox"/> 会社住所と同じ	※ <input type="checkbox"/> 欄は該当するものにチェックし、会社住所以外の場所の場合は所在地を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 会社住所以外の場所	
移転費支給額	<input type="checkbox"/> 支給していない	※ <input type="checkbox"/> 欄は該当するものにチェックし、移転費を支給した場合は支給額を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 支給した 円	

年 月 日

東広島市長 様

事業者名
代表者名
所在地
電話番号
担当者

内定証明書

次の者の採用を内定したことについて証明します。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 就業条件等

内定日	年 月 日
入社予定日	年 月 日
勤務地に関する 特記事項	※ 勤務地限定型社員として採用する場合、その内容を記載してください。そうでない場合は、記載不要です。

3 面接・試験等

面接・試験日	年 月 日	※ 交付申請しようとする日の面接・試験日のみ記載してください。
面接・試験 実施場所	<input type="checkbox"/> 会社住所と同じ	※ <input type="checkbox"/> 欄は該当するものにチェックし、会社住所以外の場所の場合は所在地を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 会社住所以外の場所	
交通費支給額	<input type="checkbox"/> 支給していない	※ <input type="checkbox"/> 欄は該当するものにチェックし、交通費を支給した場合は支給額を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 支給した	
	円	

誓約書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名 ㊟

住所

※ 署名又は記名押印してください。

東広島市地方就職支援金交付要綱第5条の規定により支援金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 東広島市地方就職支援金の交付に関する報告及び立入調査について、広島県及び東広島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、東広島市地方就職支援金交付要綱に基づき、東広島市地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であること、居住実態、就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなったとき。：全額
 - (2) 交通費を申請した場合は、申請日から1年以内に、要件を満たす内定先法人へ就業しなかったとき。：全額
 - (3) 交通費を申請した場合は、申請日から1年以内に、東広島市に移住しなかったとき。ただし、申請時に既に東広島市に住民票がある場合を除く。：全額
 - (4) 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合。ただし、東広島市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業書が所在する別の法人に転職した場合を除く。：全額
 - (5) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で、東広島市から転出したとき。：全額
 - (6) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内で、東広島市から転出したとき。：半額

同意書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名 ⑩

住所

※ 署名又は記名押印してください。

東広島市地方就職支援金交付要綱第5条の規定により支援金の交付を申請するに当たり、次の事項について同意します。

- 1 広島県及び東広島市が、東広島市地方就職支援金の実施に際して得た個人情報について、広島県及び東広島市が定める個人情報保護に関する法律等に係る条例等の規定に基づき適切に管理し、本支援金の実施のために利用すること。
- 2 広島県及び東広島市が、東広島市地方就職支援金の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認すること。
- 3 東広島市が、私が東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等に該当しないことを確認するため、広島県警察本部に照会すること。
- 4 東広島市が、居住や就業の実態を確認するため、必要があると認める場合に、住民票を確認し、就業先法人に就業実態の確認を行うこと。

別記様式第7号（第6条関係）

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名

住所

東広島市地方就職支援金交付申請取下書

年 月 日付けで申請の東広島市地方就職支援金について、東広島市地方就職支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付の申請を取り下げます。

交付申請書の取下理由

- 就業先法人に就業継続する意思がなくなったため
- 内定先法人に就職する気がなくなったため
- 東広島市に居住する気がなくなったため
- その他（ ）

注 欄は該当するものにチェックし、その他の場合は括弧内に具体的に記載してください。

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金交付決定通知書（移転費）

年 月 日付けで申請の 年度東広島市地方就職支援金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付の条件

- (1) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から起算して5年を経過する日までの間、1年に1回、交付申請書（移転費）の記載内容に係る変更の有無を、市長が別に定める日までに、市長に届け出ること。また、交付申請書（移転費）の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、変更内容について、遅滞なく、市長に届け出ること。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、支給額の全額又は半額の返還を請求します。
 - ア 虚偽の申請であること、居住実態、就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなったとき。：全額
 - イ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞したとき。ただし、東広島市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の法人に転職した場合を除く。：全額
 - ウ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で、東広島市から転出したとき。：全額
 - エ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内で、東広島市から転出したとき。：半額
- (3) 広島県知事又は市長から支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合は、協力すること。報告及び立入調査に協力しない場合、虚偽の申請をしたものと推定し、支援金の交付決定を取り消し、(2)の返還請求を行う場合があります。

指令東広産第 号

年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金交付決定通知書（交通費）

年 月 日付けで申請の 年度東広島市地方就職支援金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付の条件

- (1) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から起算して5年を経過する日までの間、1年に1回、交付申請書（交通費）の記載内容に係る変更の有無を、市長が別に定める日までに、市長に届け出ること。また、交付申請書（交通費）の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、変更内容について、遅滞なく、市長に届け出ること。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、支給額の全額又は半額の返還を請求します。
 - ア 虚偽の申請であること、居住実態、就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなったとき：全額
 - イ 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先法人へ就業しなかったとき：全額
 - ウ 申請日から1年以内に、東広島市に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。：全額
 - エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞したとき。ただし、東広島市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の法人に転職した場合を除く：全額
 - オ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で本市から転出したとき：全額
 - カ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に東広島市から転出したとき：半額
- (3) 広島県知事又は市長から支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合は、協力すること。報告及び立入調査に協力しない場合、虚偽の申請をしたものと推定し、支援金の交付決定を取り消し、(2)の返還請求を行う場合があります。

別記様式第10号（第7条関係）

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請の東広島市地方就職支援金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

不交付の理由

- 支給要件を満たさないため
- 交付申請書の記載の誤りや必要書類の不足の是正指導を行ったが、期限までに提出がないため
- その他（)

別記様式第 1 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名

住所

東広島市地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書

東広島市地方就職支援金交付決定通知書の再交付を受けたいので、東広島市地方就職支援金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

再交付の理由

決定通知書を紛失したため

決定通知書を汚損したため

その他（ ）

注 欄は該当するものにチェックし、その他の場合は括弧内に具体的に記載してください。

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金交付決定通知書（移転費）【再交付】

年 月 日付けで再交付申請の 年度東広島市地方就職支援金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付決定日

年 月 日

2 交付金額

金 円

3 交付の条件

- (1) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から起算して5年を経過する日までの間、1年に1回、交付申請書（移転費）の記載内容に係る変更の有無を、市長が別に定める日までに、市長に届け出ること。また、交付申請書（移転費）の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、変更内容について、遅滞なく、市長に届け出ること。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、支給額の全額又は半額の返還を請求します。
 - ア 虚偽の申請であること、居住実態、就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなったとき。：全額
 - イ 就業日から1年以内に、要件を満たさず職を辞したとき。ただし、東広島市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の法人に転職した場合を除く。：全額
 - ウ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で、東広島市から転出したとき。：全額
 - エ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内で、東広島市から転出したとき。：半額
- (3) 広島県知事又は市長から支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合は、協力すること。報告及び立入調査に協力しない場合、虚偽の申請をしたものと推定し、支援金の交付決定を取り消し、(2)の返還請求を行う場合があります。

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金交付決定通知書（交通費）【再交付】

年 月 日付けで再交付申請の 年度東広島市地方就職支援金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付決定日

年 月 日

2 交付金額

金 円

3 交付の条件

- (1) 移住日又は就業日のいずれか遅い日から起算して5年を経過する日までの間、1年に1回、交付申請書（交通費）の記載内容に係る変更の有無を、市長が別に定める日までに、市長に届け出ること。また、交付申請書（交通費）の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、変更内容について、遅滞なく、市長に届け出ること。
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、支給額の全額又は半額の返還を請求します。
 - ア 虚偽の申請であること、居住実態、就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らかとなったとき。：全額
 - イ 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先法人へ就業しなかったとき。：全額
 - ウ 申請日から1年以内に、東広島市に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。：全額
 - エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞したとき。ただし、東広島市に居住したままで、退職から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の法人に転職した場合を除く。：全額
 - オ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年未満で本市から転出したとき。：全額
 - カ 移住日又は就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に東広島市から転出したとき。：半額
- (3) 広島県知事又は市長から支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合は、協力すること。報告及び立入調査に協力しない場合、虚偽の申請をしたものと推定し、支援金の交付決定を取り消し、(2)の返還請求を行う場合があります。

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名
住所

東広島市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書

東広島市地方就職支援金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出理由（該当する理由を○で囲む。）

定期報告・転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ）

※ 定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること 申請日又は就業日のいずれか遅い日から起算して1年経過時点 申請日又は就業日のいずれか遅い日から起算して2年経過時点 申請日又は就業日のいずれか遅い日から起算して3年経過時点 申請日又は就業日のいずれか遅い日から起算して4年経過時点 申請日又は就業日のいずれか遅い日から起算して5年経過時点
--

2 届出内容（変更の有無を○で囲む。）

変更なし・変更あり ※ 変更ありの場合は、下表の該当する欄に記入すること。

		変更（予定）日	氏名 （勤務先名）	住所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

注 変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名

住所

東広島市地方就職支援金自主返還申出書

年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定を受けた東広島市地方就職支援金について、自主的に返還したいので、東広島市地方就職支援金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、返還については、東広島市が指定する方法で支払うことに同意します。

1 既交付額 金 _____ 円

2 返還額 金 _____ 円

3 返還申出理由

- 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先法人へ就業しなかったため
- 申請日から1年以内に、東広島市に移住することが困難となったため
- 就業日から1年以内に、要件を満たす職に在職することが困難となったため
- 移住日又は就業日のいずれか遅い日から5年以内に、東広島市での居住が困難となったため
- その他（ _____ ）

注 欄は該当するものにチェックし、その他の場合は括弧内に具体的に記載してください。

東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金返還命令書

年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定をした 年度東広島市地方就職支援金について、東広島市地方就職支援金交付要綱第13条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 支援金の交付額等

交付日 年 月 日

交付額 金 円

2 返還すべき額

金 円

3 返還期日

年 月 日

4 返還を命ずる理由

注1 返還すべき補助金等は、所定の納入通知書により納付すること。

2 補助金等を返還することにより生じた加算金については、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した額を市に納付しなければならない。

3 返還すべき補助金等を納期日までに納付しなかったときの延滞金については、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その返還すべき補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した額を市に納付しなければならない。

年 月 日

東広島市長 様

申請者 氏名

住所

東広島市地方就職支援金返還免除申請書

年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定を受けた東広島市地方就職支援金について返還の免除を受けたいので、東広島市地方就職支援金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

返還要件	<input type="checkbox"/> 全額返還 ・ 1年以内に要件を満たす内定先法人へ就業しなかった場合 ・ 1年以内に東広島市に移住しなかった場合 ・ 1年以内に要件を満たす職を辞した場合 ・ 3年未満で東広島市から転出した場合 <input type="checkbox"/> 半額返還 ・ 3年以上5年以内で東広島市から転出した場合
返還免除申請額	円
返還免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 就業先法人の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 天災地変による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 欄は該当するものにチェックし、その他の場合は括弧内に具体的に記載してください。

注 返還免除理由を証明できる書類を添付すること。

別記様式第18号（第15条関係）

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで申請の東広島市地方就職支援金返還免除については、返還を免除することに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1 返還免除申請額 金 _____ 円

2 返還免除承認額 金 _____ 円

別記様式第19号（第15条関係）

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市地方就職支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請の東広島市地方就職支援金返還免除については、返還を免除しないことに決定したので、東広島市地方就職支援金交付要綱第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

不承認とする理由